

仕様書

1 事業名

令和8年度クロスメディアを活用した若年層向け情報発信事業

2 目的

本市の重点施策を中心に、必然的に行政との接点が発生するライフイベント（引越し・結婚等）以外にも行政の取組があることを認知してもらう必要があることから、民間のノウハウを活用しながら戦略的な情報発信を行うことで、市民が市政情報に接する機会を創出し、興味や関心を高め、施策・制度の理解や利用につなげる。

特に、市政情報に興味関心が薄い若年層を中心に、動画やアニメーション等の短時間で分かりやすく市政情報が伝わるツールを用いた企画広報を立案し、クロスメディアを活用するなど効果的な方法で情報発信を行う。それにより、施策・制度の利用促進、また現在は不要でも将来の自分にとって必要になりうると市政情報に関心を持ってもらうなど、若年層と行政とのタッチポイントを設定・強化し、継続して市政情報に触れてもらう機会を創出する。

3 契約期間

契約日～令和9年3月31日

4 業務内容

（1）広報戦略提案書の作成

次のアからイの要件を踏まえて、（2）から（3）を含む広報戦略提案書を作成すること。
なお、作成にあたっては、事前に本市と協議のうえ、その意向を反映した上で作成すること。

ア ターゲット

- ・メインターゲット：大阪市に在住・在勤・在学する20歳代
- ・サブターゲット：大阪市に在住・在勤・在学する15～19歳、30～39歳

イ 下記2つの重点施策（想定テーマ）に加え、若年層の日常生活に関わりが強く、その内容を知ってもらうことで、市政情報への関心を高めるきっかけとなる施策や事業（以下、「選定施策」という。例：「健康・医療・福祉」「税金」「子育て」「引越し・住まい」「防災」「市民活動・コミュニティ」「ビジネス支援」など）の中から、若年層の実態とニーズを把握し、8項目程度を短時間で分かりやすく、見た人の興味・関心を引く手法を用いて広報展開を図る。

なお、2つの重点施策については、契約締結後に確定し指示する。

また、選定施策については、契約締結後に本市と協議のうえ決定する。

【本市重点施策（想定テーマ）】

- 1 相談窓口
- 2 青少年施策

(2) 広報の実施

(1) のイで示した重点施策 2 項目と、選定施策等 8 項目程度について最も効果的な手法でターゲットに向けて発信する。

ア 発信媒体の選定、出稿・管理・編集作業

効果が最大化する媒体を選定し、広報を実施する。なお、使用する広報媒体は、WEB 広告を含む 2 種類以上を組み合わせることとし、事業費全体の半分以上を媒体費とするここと。

※本市でアカウントを持たない SNS を使用する場合は、本市と協議のうえアカウントを取得すること。

イ 広報コンテンツの作成

アに必要な広告デザイン等を作成する。広報媒体に応じたコンテンツ（動画、漫画、インフルエンサー、V チューバー、ほか）の作成、印刷等が必要な場合はそれも含む。

ウ LP（ランディングページ）の作成

アで使用する WEB 広告等からの遷移先として、本事業の全体を確認でき、本市の SNS 公式アカウントや各施策の詳細な情報ページへのリンクを示した LP を作成すること。作成にあたっては、魅力的なデザインを用いて、分かりやすく興味を引くような内容となるよう工夫すること。なお、作成した LP は HTML 形式で本市へ納品し、本市のサーバーに配置する。

(3) KPI 設定及び効果検証

(2) で実施する内容について、どれくらいの人に届いたか、意図した効果を得られているかなどについて、適切な KPI を事前に設定すること。また、効果検証を行い、今後の本市の広報展開にとって有益な対策を提示すること。

なお、重点施策に関する広報については、本市において毎年 インターネット調査を用いた効果測定を行っており、次の評価指標を定めている。そのため、本事業の KPI 設定においても、これに資する数値を設定すること。

※KPI の設定や、効果検証方法については、事前に本市と十分に打合せを行うこと。

【評価指標（参考）】

- ・本事業において取り上げる重点施策の情報に接したことがあり、理解できている市民の割合 5 割以上
- ・必要とする市政情報が得られている市民の割合が 7 割以上

5 提出物

提出物は以下の（1）から（4）とし、提出にあたっては、本市庁内パソコン環境で編集、印刷できるMicrosoft officeのWord、PowerPoint、Excel（以下、「電子データ」という。）で作成すること。ただし、本市が認める場合はこの限りではない。

【参考】本市庁内パソコン環境

OS : Microsoft Windows 11 Enterprise (64bit)以降

ブラウザ : Microsoft edge

アプリケーション : Microsoft® PowerPoint® for Microsoft 365 MSO

（1）業務工程表

- ア 準備、実施、報告までの全体的な作業の流れがわかるよう、本市の確認・協議日程を含めて作成すること
- イ 提出にあたっては、事前に本市の確認をとること
- ウ 業務工程表は、電子データにより提出すること
- エ 提出物は提出前に必ずウィルスチェックを行うこと
- オ 納期 契約後 14 日以内

（2）広報戦略提案書

- ア 広報戦略提案書の作成時に、本市と十分な打合せを行うこと
- イ 提出にあたっては、事前に本市の確認をとること
- ウ 広報戦略提案書は、電子データにより提出すること
- エ 提出物は提出前に必ずウィルスチェックを行うこと
- オ 納期 契約後 28 日以内

（3）広報展開における効果検証報告書

- ア 提出にあたっては、事前に本市の確認をとること
- イ 提出物は、大阪市のインターネットにおいて公開するなど、今後の本市広報業務の参考資料として活用する可能性があるため、専門知識の無い者が、理解できる内容及び表現とすること
- ウ 電子データで作成したものを紙媒体3部及び電子媒体（CD・DVD またはUSBメモリ）で2部提出すること
- エ 提出物は提出前に必ずウィルスチェックを行うこと
- オ 納期 令和9年3月31日

（4）その他提出物

- 4 (2) にかかる提出物や部数、納期等については、事前に本市と協議し取り決めること。

6 留意事項

(1) 著作権の帰属

本契約により制作される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に無償で譲渡するものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で本市の了承を得るものとする。

(2) 個人情報の取扱い

ア 受注者は、上記の業務の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、必要な措置・体制を講じること

イ 事業等を通じて知り得た個人情報は、契約終了後においても本人の承諾なしに、第三者に開示又は提供しないこと

ウ 情報管理の責任者を設置し、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が起きないよう適切な管理に努めること

エ 個人情報の適正管理対策の実施、従業者に対する教育・研修等を行い、本市に報告すること

オ 個人情報保護規定等を設けること

(3) 第三者の権利侵害

受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(4) 再委託についての特記事項

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（ア）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（イ）広報展開の効果検証にかかる報告書の作成

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

（5）経費

契約金額については、本業務に関する経費一切を含むものとする。

（6）その他

ア 本仕様書に定めのないことは、本市と十分に協議のうえ決定すること。

イ 広報の実施中においても、隨時、効果や検証等を踏まえ、本市と協議した結果、効果的と判断される場合は、予算の範囲内で臨機応変に代替業務を実施すること。

ウ 大阪市ホームページに記載の「人権の視点からの情報発信の手引き」を踏まえて業務を実施すること。

エ 委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。

オ その他、内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること。

7 スケジュール

項目	時期
概要打合せ	契約後 10 日以内
業務工程表及び業務責任者届の提出	契約後 14 日以内
広報戦略提案書の提出	契約後 28 日以内
広報展開における効果検証報告書	令和 9 年 3 月 31 日まで
その他提出物の提出	令和 9 年 3 月 31 日まで
業務完了報告書の提出	令和 9 年 3 月 31 日まで

8 担当

大阪市政策企画室市民情報部広報担当

住所：大阪市北区中之島 1-3-20

電話：06-6208-7252

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例にかかる特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。) 第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに当該通報の内容を政策企画室（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者からコンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに当該申出の内容を政策企画室（政策企画室秘書部秘書課）へ報告しなければならない。

(職員からの受注者に対する不当要求の報告)

第3条 政策企画室と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、政策企画室の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに政策企画室の政策企画室秘書部秘書課（電話番号：06-6208-7231）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第4条 受注者及び受注者の役職員は、政策企画室又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取り扱い)

第5条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(政策企画室の解除権)

第6条 政策企画室は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。

(発注者：大阪市 受注者：委託先事業者)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。